

制度が拡充されました!

# 大竹市不良空き家除却補助事業

## 拡充内容

大竹市では、市が認定した特定空き家等に対して補助を行ってきましたが、令和7年度から特定空き家に至る前の段階の不良空き家も補助対象となるよう制度を拡充しました。

## 受付開始日

令和7年6月2日(月) AM9:00~

※予算に達し次第、受付を終了します。

## 1 制度内容

★不良空き家と判定された空き家に対して、除却に要する費用の一部を補助するものです。

◆不良空き家の判定は、事前に職員が行うため、事前判定申請書を提出する必要があります。判定は下記の条件に基づいて行います。

- ①「大竹市特定空き家等及び不良空き家除却補助事業要綱 別表1」において、評点が100点を超えるもの。
- ②当空き家が隣地・道路・水路等へ影響度が高いもの。「大竹市特定空き家等及び不良空き家除却補助事業要綱 別表2」により、各境界線までの距離・高さ関係・隣地の使用状況により判断します。
- ③居住その他の使用がなされていないことが常態であるものであって、木造又は軽量鉄骨造であるもの。ただし、住宅は延べ併用面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの。

## 2 補助対象となる要件

- ①補助対象住宅の登記簿に所有者として登記されている方(補助対象住宅が未登記の場合にあっては、所有者として登録されている者)又はその相続人。
- ②市税等を滞納していない方。
- ③補助対象者は、補助対象住宅の所有者とその土地の所有者が異なる場合は、住宅の除却について、その土地の所有者の同意を得ている方。
- ④申請者は補助対象住宅に共有者(相続人等)がいる場合は、他の共有者から当該補助対象住宅の除却について同意を得ている方。
- ⑤補助対象住宅を除却し、敷地を更地にする工事を解体業者に請け負わせるもの。

## 補助率及び補助限度額

【申請1件当たりの補助額】

補助率 補助対象工事費の4/5(千円未満切捨て)

補助限度額 50万円

## 事業の実施方法

この事業は、①事前協議 ②交付申請 ③交付決定 ④契約 ⑤工事着手 ⑥完了実績報告 ⑦請求の手続きを経て、申請者に補助金が交付されます。

### ① 事前判定申請書の提出

不良空き家の判定を行うため、事前判定申請書の提出が必要になります。  
事前判定申請書の提出を受け、職員が現地確認をさせていただきます。



市から不良空き家の判定についてご連絡します。

### ② 交付申請

※ 交付決定以降は、補助希望額の増額はできません。

①の事前協議にて不良空き家の判定を行った住宅は補助対象となるため、交付申請書を提出してください。



### ③ 交付又は不交付の決定

交付申請を受け、内容の審査を大竹市で行い、交付又は不交付の決定を申請者に通知します。



### ④・⑤ 契約・工事着手

交付決定の通知を受けた後に補助対象事業の実施に係る契約を行い、工事に着手してください。



### ⑥ 完了実績報告の提出

※ 事業代金支払いの領収書の写しを提出する必要があります。

事業完了後、完了実績報告を期間内に提出してください。

【期間：事業完了後30日以内、かつ 令和8年3月13日（金）まで】



交付の確定（完了実績報告により、補助金交付額を確定します。）

### ⑦ 請求

請求書の提出を受けた後に、申請者へ補助金を交付します。

ご不明な点はお問い合わせ、またはホームページをご覧ください



大竹市 建設部 都市計画課 建築住宅係

☎0827-59-2168 FAX 0827-57-7149 ✉ toshikei@city.otake.hiroshima.jp

大竹市特定空家等及び不良空き家除却補助事業

検索